○財務省告示第三百三十六号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

別表公益財団法人ラグビーワールドカップ二〇一九組織委員会（東京都港区北青山二丁目八番三五号）の項中「平成二十八年十一月二十九日」を「平成二十九年十一月二十九日」に改める。

○農林水産省告示第二千三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県岩船郡関川村大字山本一〇〇の一、一〇七、一〇九から一一五まで、一一六の一、一一八、一九〇、一九二から一九八まで、二〇〇、二〇二の一、二〇三の二、二〇六の一、二〇七の一、二〇八、二〇九の一、二一〇の一、二一二の一、二一四、二一五の一、二一七の一、二一八の一、二一八の二、二二〇、二二二の一、二二三、二二五、二三六、二三九の二、三〇二の一、三〇三から三〇八まで、三一〇から三一五まで、三一七の一、三一九の一、三二〇、三五三、四一四、四一五、四一七、四一八、四二〇、四二一、四二四、四二五、四二八、四二九、四三一から四三七まで、四三八の二、四三九、四四〇、四四一の三から四四一の五まで、四四六から四四八まで、四四九の二、四五〇、四五二の一、四五二の二、四五三から四六〇まで、四六二、四六四から四七〇まで、一一二六、一一九一から一一九五まで、一一九七から一二四一まで、一二四四、一二五六、字六郎沢四七一から四九一まで、四七四の一、四七八の一、四八〇の二、四八六の二から四八六の四まで、四九二の一、四九二の五、四九四、四九五の一、四九八の二、四九九、五〇〇、五〇〇の二、五〇二の一、五〇六の一、五〇六の二、五〇三の一、五〇四の一、五〇六の一、五〇七の一、五〇七の二、五〇八、五一一、五一一の二、五一三から五一五まで、五一七から五二六まで、五一七の二、五二二の二、五二四の二、五二九の一、五三〇、五三一、五三三の二、五三四、五三六の一、五三八、五三八の二、五三八の五、五三九、五四一の一、五四一の二、五四一の六、五四二、五四五、五四七、五四九、五五〇の三、五五一、五五二、五五三の一、五五五、五五六、五五八から五六〇まで、五六三、五六六の一、五六七の二、五七一、五七二の二、五七二の三、字ヲソノ沢六六九、六七〇、六八三の一、六八三の二、六八七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県岩船郡関川村大字山本一〇〇の一、一〇七、一〇九から一一五まで、一一六の一、一一八、一九〇、一九二から一九八まで、二〇〇、二〇二の一、二〇三の二、二〇六の一、二〇七の一、二〇八、二〇九の一、二一〇の一、二一二の一、二一四、二一五の一、二一七の一、二一八の一、二一八の二、二二〇、二二二の一、二二三、二二五、二三六、二三九の二、三〇二の一、三〇三から三〇八まで、三一〇から三一五まで、三一七の一、三一九の一、三二〇、三五三、四一四、四一五、四一七、四一八、四二〇、四二一、四二四、四二五、四二八、四二九、四三一から四三七まで、四三八の二、四三九、四四〇、四四一の三から四四一の五まで、四四六から四四八まで、四四九の二、四五〇、四五二の一、四五二の二、四五三から四六〇まで、四六二、四六四から四七〇まで、一一二六、一一九一から一一九五まで、一一九七から一二四一まで、一二四四、一二五六、字六郎沢四七一から四九一まで、四七四の一、四七八の一、四八〇の二、四八六の二から四八六の四まで、四九二の一、四九二の五、四九四、四九五の一、四九八の二、四九九、五〇〇、五〇〇の二、五〇二の一、五〇六の一、五〇六の二、五〇三の一、五〇四の一、五〇六の一、五〇七の一、五〇七の二、五〇八、五一一、五一一の二、五一三から五一五まで、五一七から五二六まで、五一七の二、五二二の二、五二四の二、五二九の一、五三〇、五三一、五三三の二、五三四、五三六の一、五三八、五三八の二、五三八の五、五三九、五四一の一、五四一の二、五四一の六、五四二、五四五、五四七、五四九、五五〇の三、五五一、五五二、五五三の一、五五五、五五六、五五八から五六〇まで、五六三、五六六の一、五六七の二、五七一、五七二の二、五七二の三、字ヲソノ沢六六九、六七〇、六八三の一、六八三の二、六八七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙八四八の二（国有林）・乙八四九の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）・乙八四九の四・乙八五〇の三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び津南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県中魚沼郡津南町大字芦ヶ崎乙八四八の三・乙八四九の一・乙八五〇の四・八五一の二（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び津南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十八年十一月十日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十八年十一月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が3年であるもの				
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第102886号	配合肥料	被覆窒素苦土入り粒状複合肥料11号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号
生第102951号	汚泥発酵肥料	発酵汚泥　みのり	インターファーム株式会社	青森県上北郡おいらせ町松原一丁目73番地1020
生第102952号	液状複合肥料	AS－LR1612	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第102955号	家庭園芸用複合肥料	こじゃんとしよい445G	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第102961号	化成肥料	プライムロングウェーブS786	プライムシステム株式会社	石川県金沢市本町二丁目1番3号
生第102978号	液状複合肥料	亜リン酸加里液肥29号	有限会社グリーン化学	埼玉県川口市南鳩ヶ谷六丁目15番地5
生第102981号	配合肥料	西瓜有機入り662	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目10番5号
生第102983号	混合りん酸肥料	PMG28特号	関東肥料工業株式会社	東京都江東区福住一丁目12番15号
生第102990号	化成肥料	苦土、ほう素、有機入り化成777号	ゆたか化学株式会社	茨城県結城市若宮8番40